

入札の注意事項

1 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書について

【期限：令和7年12月22日（月）】

- (1)押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号、メールアドレスを明記してください。
- (2)代表者でなく代理人が権限行使する場合は、権限行使する者を参加申込書に記入してください。
- (3)物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録のない支店の支店長等が代理人として権限行使する場合は、入札前までに変更登録を完了してください。
- (4)入札保証金の納付の免除を希望する場合は、申請時に申し出てください。

2 委任状について

- (1)参加申込時に届け出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに委任状（押印あり）を提出してください。
- (2)権限行使する者が参加申込時に届け出た代表者又は代理人から変更がない場合は委任状の提出は不要です。
- (3)委任者は原則として、入札参加申込者（代表者）と同一とします。
- (4)物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録のない支店の支店長等が提出する委任状は受付できません。

3 入札書について 【期限：令和8年1月9日（金）午後2時

令和8年1月8日（木）午後4時（郵送の場合）】

- (1)押印は不要ですが、住所、商号又は名称、代表者、電話番号、メールアドレスを明記してください。
- (2)代表者もしくは参加申込書又は委任状での届け出のあった者以外が入札権限行使するときは入札書の受領ができませんのでご注意ください。
- (3)入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
- (4)入札金額を訂正した入札書は無効となります。
- (5)初度入札に付し、予定価格を超過していた場合、再度入札へ移行します。
再度入札書については、別途提出を求めます。

4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

5 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入又は入力しないで下さい。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。